

第5章



基盤となる指導

1 人権教育

1 「しまねがめざす人権教育」

本県では、2015（平成27）年に「人権教育指導資料 第2集 しまねがめざす人権教育（学校教育編）」、2023（令和5）年にリーフレット「しまねがめざす人権教育（実践編）」（※1）を発行し、「大人が子どもを大切にしている実践を通して、自他を大切にすることを育成する」という、学校教育における人権教育の取組を明らかにするとともに、その充実を図っている。



※1

2020年（令和2年）に策定した「しまね教育魅力化ビジョン」における「育成したい人間像」では、「自然や文化を愛し、自他を共に大切にしている優しく強い人」が挙げられ、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（※2）に記載されている人権教育の目標「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」に通じる人間像が示されている。また、「人とかかわりやつながりを大切に、新たな社会を創造する人」として「多様な人と合意形成を図り、物事を進めていく力」や「相違や対立を乗り越え、新たな価値を見いだす力」の育成を目指すことも、人権教育において身に付けさせたい資質・能力（※3）と関連が深い。



※2

こうした、自他を大切にすることを育成する中で、貧困、同和問題、障がいのある人や外国人への差別等、様々な人権課題の解決に向けて子どもたちが主体的に行動できる実践力の育成を目指している。



※3

2 「大人が子どもを大切にしている実践」

子どもの言動の背景にさまざまな実態が隠れていることは珍しくない。たとえば不登校の背景ひとつとってみても、発達の課題や生活困窮、性自認等々、その実態は子どもたちによって多様である。「大人が子どもを大切にしている実践」とは、大人がこうした子どもの抱えるさまざまな実態やその背景を丁寧に捉え、子どもたちが安心して学びに向かえるように取り組むことである。

具体的には、教職員が、一人一人の子どもと関わっていくなかで、子どもの思いや願い、生活環境や人間関係などの背景に目を向ける姿勢を持つことである。気になる子どもの様子に対して、なぜこの子どもはこのような行動を取るのかということを理解しようとする関わりから、その背景に「いじめ」や「虐待」があったり、「障がいがあること」や「本人・保護者等が外国にルーツがあること」、「性的指向・性自認に係わる悩みがあること」「経済的な困窮」などによって何らかの困難を抱えていたりすることが把握される場合がある。

また、子どもの支援の際、子ども自身の責任ではない事柄によって学ぶ権利や自己実現が阻まれている場合は、その要因と向き合い課題解決の取組を行わなければならない。学校のみでは解決が困難な課題（保護者等の支援も必要な場合）もあるため、教育委員会のみならず社会福祉の専門家や市町村の社会福祉部局との連携も進めておくことが大切である。

さらに学校は、子どもの実態から見えてきた課題を明らかにし、子どもが安心して学べることを保障したうえで、子どもたちが将来を切り拓いていく力を育むための教育活動や支援も行う必要がある。そうした支援を行う際には、その支援が「先回り支援」になっていないかに常に留意し、子ども自身が困難な状況を前にしたときに、自分で乗り越えていたり、仲間と助け合って困難を克服したりする力を身に付ける取組とすることが肝要である。

3 人権教育の進め方

「しまねがめざす人権教育」を進めるために、次の3つの視点から人権教育をとらえ、自校の教育活動全体を通じて推進していくことが大切である。

(1) 子どもたち一人一人の学びの保障

子どもたち一人一人の学びの保障とは、子どもたちが安心して学びに向かうことができるようにすることである。

例えば、不登校の子どもや学校に居場所を持たずにいる子どもの背景には、学級の中にいじめの問題があったり、家庭生活に課題があったりする場合がある。また、学習への意欲を失っている子どもの背景には、見通しの持てない授業展開や子どもの実態・理解度を配慮していない指導に対して、不安や困難さを強く感じている場合もある。このことを子どもの学びを保障するという視点で考えるとき、子どもが安心して学校に登校できたり、意欲的に取り組めたりするための、学校としての必要な課題が見えてくる。

課題解決に向けては、本人、保護者等の声をしっかり受け止めるとともに、ケース会議などを開催し、関係機関と連携をしたり、教職員間で共通理解を図ったりするなど、全校体制で子ども（あるいは保護者等）の支援のための様々な取組を行うことが大切である。また、子どもたちが安心して学ぶために必要な就学支援・奨学資金制度などの情報(※4)を教職員が共有し、すべての保護者等にもれなく周知されることも必要である。



※4

具体的取組の例 ※「人権が尊重される環境づくり」の取組と重複する部分があります。

- ・スタートカリキュラムの充実（保幼小連絡会等での連携、入学時の連絡票の活用等）
- ・安心して過ごせる学級・学校づくり（多様性を受容する雰囲気づくりのための取組、いじめ防止の取組と早期発見・対応の徹底、不登校（傾向）児童支援体制の充実等）
- ・わかりやすい授業づくり（ねらいと見通しの明示の徹底、少人数指導の実施、習熟度別指導の実施、TTによるサポート体制の充実、授業のユニバーサルデザイン化、互見授業週間の実施、ICTの効果的な活用等）
- ・就学支援制度の確実な伝達と手続きの支援（わかりやすい案内文書の作成、発信方法の工夫、手続きにかかわる相談と支援の体制の充実、教委・福祉部署等との連携等）
- ・特別支援教育・日本語支援体制の充実（個に応じた必要な支援の提供等）

(2) 人権が尊重される環境づくり

人権が尊重される環境づくりとは、学校教育の基盤となるものである。この「環境」とは、教職員の姿も含めた教育環境全体を指しており、教職員が意図しないところでも、子どもたちは多くのことを学び取っている（これを「隠れたカリキュラム」という）ことを意識する必要がある。

例えば、忘れ物をした子どもに対し、理由も聞かず頭ごなしに叱る教職員の姿を見た子どもたちが、忘れ物をした子どもを「ダメな子ども」「いじめられても仕方のない子ども」と思ってしまう場合がある。また、教職員間のハラスメントが影響を及ぼして、「いじめ」や「仲間はずれ」というかたちで子どもたちの状況に現れることがある。このように「人権が尊重される環境づくり」が不十分であることが背景となり、互いのつながりが希薄な子ども集団になってしまっている場合もある。

人権教育の目標である「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができ、それが具体的な行動に現れるようにすることは、子どもたちに繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。学校生活全体の中で、一人一人の子どもが一人の人間と

して大切にされていると実感できる環境づくりが重要である。

人権が尊重される環境をつくるということは、教職員が、子どもたちの言動をその背景から理解し、学校全体として、子どもたち一人一人の問題を考えていく風土をつくることである。子どもを一人の人間として尊重する教職員の態度は、学級の中で一人一人が大切にされているという雰囲気を醸成していく。これは、子どもたちが豊かに関わり合える集団づくりにつながるものである。

このことは、教職員と子どもの関係だけでなく、教職員同士の関係においても同様である。教職員の背景をふまえ、一人一人を尊重する姿勢は、教職員個々の力を生かすことにつながり、組織の力を高めることにもなる。子どもたちの成長を願って支え合い、高め合う教職員集団の姿は「隠れたカリキュラム」となり、子どもたちにも良い影響を与える。

具体的取組の例 ※「子どもたち一人一人の学びの保障」の取組と重複する部分があります。

- ・安全で安心な学習環境づくり（誰もが利用しやすいトイレ・更衣室等の整備、登下校時・休憩時の見守りと声かけの実施、校内の美化と掲示物等の整備や工夫、言語環境の整備、授業ルールの徹底等）
- ・教育相談活動の充実（児童理解のための日常の観察と声かけによる信頼関係づくり、学校生活アンケートの活用、面談週間の実施、SC・SSWの活用と連携、教育相談員やスクールサポートスタッフとの連携、学年会・生徒支援委員会等による情報共有の徹底等）
- ・教職員集団づくり（職員室の良好な雰囲気づくりの取組、人権感覚を磨くための研修の継続的な実施等）
- ・特別支援教育・日本語支援体制の充実（個に応じた必要な支援の提供等）

（3）人権に関する知的理解と人権感覚の育成

人権に関する知的理解と人権感覚の育成とは、人権に関する知識を自分の生き方につなげて理解する力を育むとともに、人権感覚の育成を図ることである。

子どもたちが人権や人権課題に関する知識を得るとき、教職員はその内容と意義についての理解が深まるように支援することが必要である。合わせて、子どもたちが自ら問題を発見し、それを解決していくために必要な思考力、判断力、表現力を育むことで、子どもたちに自他の人権を尊重する態度や、問題を解決する技能を身に付けさせることが大切である。人権に関する知的理解と人権感覚（態度面・技能面）は、両輪のように進めていかなくてはならない。

子どもたちの生活の背景には様々な人権課題が存在している場合がある。子どもたちが将来、人権課題に直面し、差別される側に立たされるだけでなく、差別する側に立ってしまう可能性もあることを念頭に置いておき、「なぜ人は差別をするのか」「どのような時に差別をするのか」といった視点から構造的に理解させる。そして、人権感覚を働かせることにより「差別をしない生き方」を主体的に考えさせられるよう支援することが大切である。

4 人権教育の推進にあたって大切にしたいこと

（1）子どもたちの行動の背景を理解する

子どもたちが安心して学び、希望をもって学校生活を送るためには、教職員が徹底した子ども理解を基本に教育活動を展開することが重要である。

学ぶ意欲が失われている状況、生活上必要な習慣・技能が身に付いていないなどの状

況があるとき、表出している様子のみで子どもをとらえては、状況の改善につながらない。家庭訪問や保護者面談、教職員間の情報交換等を通じて、背景に解決すべき様々な課題の存在が明らかになることもある。教職員一人一人が「見えにくいものを見ようとする」姿勢で関わり、「なぜそのような状況にあるのか」という背景・要因や子どもが抱えている困難等を把握することによって、改善に向けての具体的な支援・取組につなげることが大切である。また、「教職員を困らせる子ども」ではなく、「困っているのはこの子どもである」という認識に立ち、問題解決に向けて子どもを支援していくことが大切である。

(2) お互いを尊重し協力し合う教職員集団をつくる

学校では、多様な個性・生活の背景・課題をもった子どもたちが生活しており、個々の教職員の力量だけでは対応しきれない場合も少なくない。まとまりのある教職員集団であることが教職員と子どもとの関係を豊かにし、課題の解決につながっていく。

教職員一人一人の個性や経験・能力にも違いがあり、ときには、子どもへの関わり方や指導方法、支援のあり方等をめぐって、思いや意見が食い違うこともある。学校が困難な状況にあるとき大切なのは、子どもたちを中心に据えて同じ方向をめざすことである。そのためには、日頃からお互いの思いや悩みを聴き合い、一人一人の教職員が能力を発揮できる環境をつくっていくことが求められる。教職員が互いに連携し合う姿は、「隠れたカリキュラム」となって子どもたちに良い影響を与える。

(3) 教職員として人権感覚を磨き続ける

子どもたちの行動の背景を理解した上で子ども支援を進めるためにも、互いに尊重し合う教職員集団をつくるためにも、人権感覚が求められる。人権感覚とは、「偏見等にとらわれず、様々なものの見方ができる力・感性」である。教職員は、いろいろな見方で物事を考えようとすることができ、いろいろな見方を受け止めようとすることができるよう、常に意識しておく必要がある。多様性を否定せず、寛容な態度で子どもにも他の教職員にも接することにより、各学校における「進路保障」の取組が一層効果的なものになっていく。研修の機会に限らず、日頃から折に触れて自分の人権感覚が鈍っていないか振り返ることが大切である。

「進路保障」の理念

「進路保障」とは、すべての子どもたちの実態とその背景に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育ていこうとする理念です。この理念は、子どもたちの状況や言動の背景に迫り、そこにある問題の解決をめざした同和教育の取組の中で確立されました。島根がめざす人権教育を「大人が子どもを大切に実践を通して、自他を大切に子どもを育成する」としているのは、この同和教育の成果である「進路保障」の理念に基づいています。

2 特別支援教育

1 全ての学校・全ての学級で行う特別支援教育

特別支援教育は、障がい^{*}のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

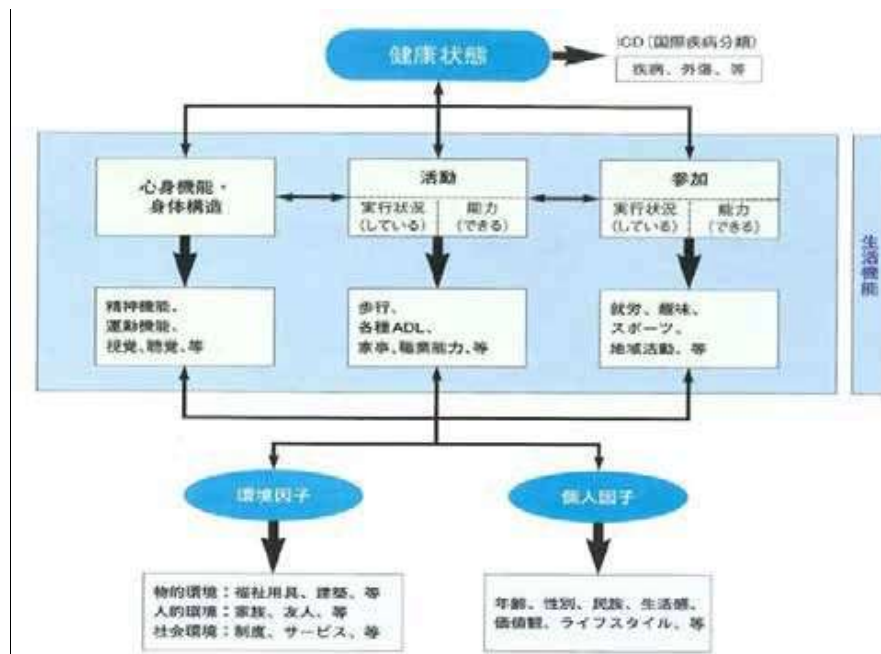
また、特別支援教育は、発達障がいのある幼児児童生徒も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2 障がいの捉え方

2001年、WHO（世界保健機関）は採択した ICF（「国際生活機能分類」ICF: International Classification of Functioning, Disability and Health）により、生活機能と障がいの分類を新しくした。それまでの「障がいの結果として社会的不利が生じるから、障がいのマイナス部分を補っていく」という考え方から、「心身機能・身体構造」（body functions & structures）、「活動」（activities）、「参加」（participation）で示される「障がいの有無にかかわらず種々の活動参加が可能になるような環境的条件整備が必要である」という考え方に転換した。

図1 ICFの構成要素間の相互作用（概念図：具体例が入ったもの）



（出典）厚生労働省大臣官房統計情報部編「生活機能分類の活用に向けて」

* 「障がい」の表記・・・原則として、文章の前後の文脈から人や人の状態を表す場合には、「障がい」とひらがな表記するが、引用部分（法令等）については、「障害」と漢字表記している。

ICF（国際生活機能分類）は、障がいのある人について、その起因となっている疾患やその人の中に内在していることのみならず、その人を取り巻く環境面も含めて多面的・総合的にその人の生活上の困難さという点に焦点を置くという視点である。この視点から障がいについて考えると、その人個人の状況だけでなく、周囲の物的、人的、社会的状況により、障がいは変化しうるものと捉えることができる。また、障がいそのものに目を向けるだけでなく、「活動」や「参加」といった要素から障がいのある人の生活全体を捉えていくという視点を持つことが重要である。

このようなICFの考え方を踏まえて障がいを捉え、学習上又は生活上の困難を的確に把握した上で、幼児児童生徒が現在できていることや、指導をすればできること、環境を整えればできることといった視点から、教育的支援を考えていく必要がある。

3 インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

(1) インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約では、「インクルーシブ教育システム」とは、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組みであるとされている。そこでは①障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、②自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、③個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムにおいては、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、障がいの状態等に応じて十分な教育を受けられるよう、小中学校等の通常の学級での指導方法等の工夫を含め、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識や経験のある教職員、障がいに配慮した施設・設備などを活用した指導や支援を行うことが必要である。

(2) 合理的配慮と基礎的環境整備

「合理的配慮」とは「障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

学校場面では、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。

そして「合理的配慮」は、その障がいのある子どもが十分な教育が受けられるため

に提供できているかという観点から評価することが重要である。例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCA サイクルを確立させていくことが重要である。

「基礎的環境整備」とは、「合理的配慮」の基礎となる教育環境の整備であり、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある。また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなる。

(3) 多様な学びの場の整備

島根県では、学校教育法施行令第22条の3に示される障がいの程度の幼児児童生徒を対象として、専門性の高い教育を行う12校の特別支援学校が設置されている。特別支援学校は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者に対する教育を実施している。また、障がいの状態により学校へ通学して教育を受けることが困難な場合には、教員を家庭等に派遣して指導を行う「訪問教育」を行っている。



特別支援学校
配置状況

小・中・義務教育学校には、特別支援学級が設置され、各学校の教育課程に基づいた教育に加え、特別支援学校の教育課程を参考とするなどして特別の教育課程を編成し、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導が行われている。特別支援学級には、弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい（現在、島根県では設置していない）、自閉症・情緒障がいを対象とした学級がある。また、病気療養のために入院中の児童生徒を指導するために病院内に設置した学級（院内学級）もある。

また、小・中・義務教育学校の通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対しては、障がいの状態等に配慮しながら、指導内容や方法を工夫した学習活動を行っている。さらに、通常の学級に在籍し、障がいの状態に応じた特別の指導が必要な児童生徒には通級による指導が行われ、特別の教育課程による教育が実施されている。

なお、平成30年度から高等学校においても通級による指導が制度化され、本県では自校通級を4校において実施しており、令和2年度から難聴の生徒に対する通級による指導も開始している。さらに、令和3年度から、自校通級に加え、圏域別5校に巡回指導ができる拠点校方式を順次導入し、通級による指導を全ての県立高等学校で受けることができる体制を整備している。

4 特別支援教育における教育課程と留意点

(1) 特別支援学校の教育課程

特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下、「小・中学校等」という。）に準ずる教育を行うとともに、幼児児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的としている。このため、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科等に加えて、特に自立活動の領域を設定し、それらを指導することによって、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指している。

(2) 自立活動について

「自立活動」とは、心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものであり、「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」と、「障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」で構成されている。それらの代表的な 27 項目を 6 つの区分に分類・整理して示している。(表 1 参照)

(3) 特別支援学級と通級による指導の教育課程

学校教育法施行規則には、特別支援学級又は通級による指導において、「特に必要がある場合には、特別の教育課程によることができる」ことを規定している(学校教育法施行規則第 138 条、同第 140 条)。

この規定を受けて、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領では、特別支援学級において実施する特別の教育課程において、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動を取り入れること。」と示されている。同様に、通級による指導において特別の教育課程を編成する場合については、「特別支援学校学習指導要領に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする」と示されている。

表 1 自立活動の内容の 6 区分 27 項目

<p>1 健康の保持</p> <p>(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。</p> <p>(2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。</p> <p>(3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。</p> <p>(4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整に関する事。</p> <p>(5) 健康状態の維持・改善に関する事。</p>	<p>2 心理的な安定</p> <p>(1) 情緒の安定に関する事。</p> <p>(2) 状況の理解と変化への対応に関する事。</p> <p>(3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。</p>	<p>3 人間関係の形成</p> <p>(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。</p> <p>(2) 他者の意図や感情の理解に関する事。</p> <p>(3) 自己の理解と行動の調整に関する事。</p> <p>(4) 集団への参加の基礎に関する事。</p>
<p>4 環境の把握</p> <p>(1) 保有する感覚の活用に関する事。</p> <p>(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。</p> <p>(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。</p> <p>(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。</p> <p>(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。</p>	<p>5 身体の動き</p> <p>(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。</p> <p>(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。</p> <p>(3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。</p> <p>(4) 身体の移動能力に関する事。</p> <p>(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。</p>	<p>6 コミュニケーション</p> <p>(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。</p> <p>(2) 言語の受容と表出に関する事。</p> <p>(3) 言語の形成と活用に関する事。</p> <p>(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。</p> <p>(5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。</p>

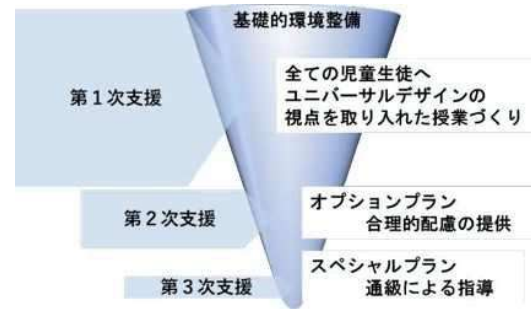
(4) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進

小・中・義務教育学校の通常の学級、高等学校においては、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごせるようにするために、全ての児童生徒にとって分かりやすく学びやすい、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づ

くりを行うことが重要である。

また、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領では、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導を行う場合に、「特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」と示されている。

さらに、各教科等の解説においても、「一人一人の教育的ニーズに応じた、よりきめ細やかな指導や支援ができるよう、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である」と示されており、具体的な指導の工夫の例も示されている。



(5) 交流及び共同学習の推進

「障害者基本法」（平成23年8月一部改正）では「障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」（第16条第3項）と規定されている。

「交流及び共同学習」は、障がいのある幼児児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有している。また、障がいのない幼児児童生徒にとっては、障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもある。誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成を目指し、交流及び共同学習を一層推進していく必要がある。

(6) 進路指導の充実

学校卒業後、多くの生徒は、企業や施設等において働くことを中心とした生活を送るようになる。社会生活の中で必要な自己理解、自己決定の力や働く力は、卒業間近に短期間で育てられるものではなく、小学校（小学部）の段階から、将来を見通した指導の中で身につけていくことが望まれる。それには、早い段階から一人一人の障がいの状態と能力・適性等を踏まえながら、就業体験等の充実やキャリア教育の視点を取り入れた授業づくりを行うなど、キャリア教育の推進を図ることが重要である。

5 特別支援教育を行うための体制の整備と必要な取組

(1) 校内体制の整備

校長（園長を含む。以下同じ。）のリーダーシップの下、校内委員会を設置し特別支援教育コーディネーターを指名するなど校内支援体制を整備し、支援の必要性が高い幼児児童生徒に対して、学校全体で支援をすることが重要である。平成29年3月文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」には、各学校において特別支援教育体制を構築する際の学校における各役職の具体的な役割が示されているので、参考にされたい。

(2) 個別の教育支援計画の作成

教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であり、その際、家庭や医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）を作成・活用しつつ、必要な支援を行うことが有効である。

また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して提供されている「合理的配慮」の内容については、個別の教育支援計画に明記し、引き継ぐことが重要である。

(3) 個別の指導計画の作成

教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の適切な指導及び必要な支援にあたっては、個別の教育支援計画に記載された一人一人の教育的ニーズや支援内容を踏まえ、当該幼児児童生徒に関わる教職員が協力して、学校生活や各教科等における指導の目標や内容、配慮事項等を示した計画（個別の指導計画）を作成しつつ、必要な支援を行うことが有効である。

(4) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しと活用や管理

学習指導要領において、「特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする」とされている。

支援の実施状況については、校内委員会等において、定期的に見直しを図り、変更があった場合は随時加筆、修正を行うことが大切である。

各計画の作成にあたっては、その趣旨や目的を本人や保護者に説明し同意を得ることが必要である。また、進学先の学校へ引き継いだり、関係機関と共有したりする際には、あらかじめ情報共有の範囲を明確にした上で、本人や保護者の同意を得ておくことが重要である。

6 特別支援教育に係る支援体制

(1) 早期からの教育相談・支援

障がいのある子どもにとって、早期から必要な支援を行うことは、将来の自立と社会参加に大きな効果があると共に、子育ての中心である保護者や家族に対する支援、幼稚園や保育所等の関係者に対する支援という意味からも大きな意義がある。

早期教育の場としては、盲学校、松江ろう学校及び浜田ろう学校に幼稚部を設置しているほか、幼稚園や保育所等で障がいのある幼児の教育や保育が実施されている。また、障がいのある幼児の支援等に関して、市町村相談支援チーム等による教育相談をはじめ、島根県教育センターや特別支援学校のセンター的機能の教育相談等がある。就学については、市町村の就学相談会等をできるだけ早期から活用し、本人、保護者と市町村教育委員会、学校等の合意形成が図られた就学先の決定につなげることが重要である。

(2) 特別支援学校、島根県教育センター

特別支援学校ではセンター的機能として、地域の保育所等や小・中・高等学校の要請に応じて、障がいのある幼児児童生徒の教育に関して必要な助言や援助を行って

る。

また、島根県教育センターや島根県教育センター浜田教育センターにおいては、幼児児童生徒と保護者、学校関係者等を対象に来所教育相談を実施している。

(3) 特別支援教育支援専任教員

小・中・義務教育学校の通常の学級や特別支援学級における特別支援教育に関する教員からの相談に迅速に対応するため、平成 29 年度より各教育事務所に特別支援教育支援専任教員を配置している。

(4) 合理的配慮アドバイザー

県立高等学校における合理的配慮の提供に関する相談に迅速に対応するため、令和 3 年度より合理的配慮アドバイザーを県教育委員会に配置している。

(5) 特別支援連携協議会

本県においては、市町村単位の「特別支援連携協議会」、県の知事部局等関係者による「しまね特別支援連携協議会」を設置して、支援体制の整備の充実に取り組んでいる。

(6) 特別支援教育支援員・にこにこサポート事業（会計年度任用職員）

障がいにより特別な支援を必要とする児童生徒へ直接的に支援（介助、学習支援、学校生活支援）を行い、学校全体として特別支援教育の体制の推進・学習環境の向上を図るため小・中・高等学校に配置している。

7 「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」の推進

本県の特別支援教育の現状と課題を整理し、特別支援教育を更に充実させるための「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」を令和 3 年 2 月に策定した。本県が目指す特別支援教育を、①多様な学びの場における教育環境の充実、②就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築、③特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保の 3 本柱で推進していくことを示している。

このビジョンに基づき、学校・家庭・地域が連携、協働して「地域の中で障がいのある子どもが持てる力を十分に発揮し、力強く、自分らしく生きる」ことを目指して、特別支援教育をよりよいものに高めていくことが必要である。

しまね特別支援教育魅力化ビジョン 3 本の柱

3 本の柱で本県が目指す特別支援教育を推進していきます。

多様な学びの場における教育環境の充実
～一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援～

就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築
～早期からの一貫した支援と特別支援教育の理解・啓発～

特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保
～教職員の専門性の向上と特別支援教育を担う人材の育成と確保～

3 生徒指導

1 生徒指導の意義（定義と目的及び実践上の視点）

(1) 定義

- ・ 生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）である。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つ。

(2) 目的

- ・ 生徒指導は、児童一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。生徒指導においては、児童生徒の心理面（自信・自己肯定感等）の発達のみならず、学習面（興味・関心・学習意欲等）、社会面（人間関係・集団適応等）、進路面（進路意識・将来展望等）、健康面（生活習慣・メンタルヘルス等）を含む包括的な発達を支える必要がある。
- ・ 生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力（深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力）を身に付けることが重要である。

(3) 実践上の4つの視点

- ・ 生徒指導を実践していく上では、児童生徒の①自己存在感の感受、②共感的な人間関係の育成、③自己決定の場の提供、④安全・安心な風土の醸成、の4つの視点に留意する。

2 生徒指導の構造

生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、構造化することができる（生徒指導提要进行を参照のこと）。次ページの図は、4層から成る生徒指導の重層的支援構造を示したものである。

①発達支持的生徒指導や課題予防的生徒指導（②課題未然防止教育）の在り方を改善していくことが、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止につながり、③課題早期発見対応や④困難課題対応的生徒指導を広い視点から捉え直すことが、発達支持的生徒指導につながるという円環的な関係にあると言える。その意味からも、これからの生徒指導においては、特に常態的・先行的な生徒指導の創意工夫が一層必要になると考えられる。

生徒指導提要（改訂版）
（文部科学省HP）



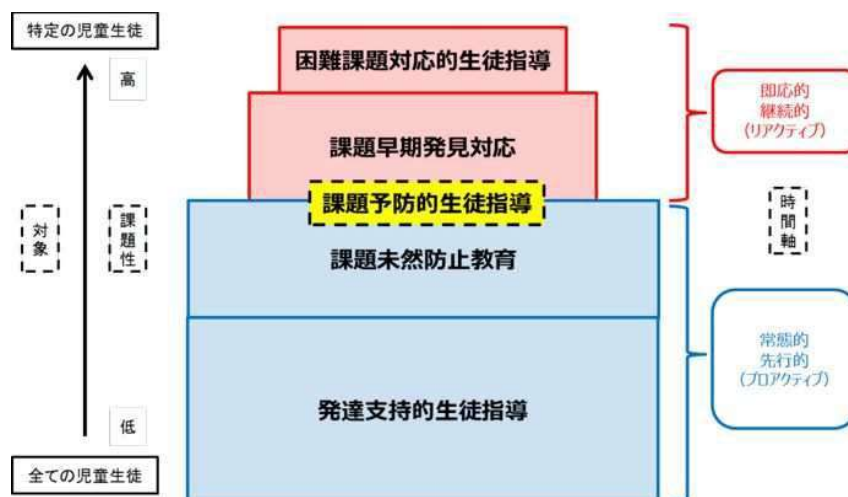


図 生徒指導の重層的支援構造（生徒指導提要改訂版より作成）

3 生徒指導の方法と基盤及び取組上の留意点

(1) 生徒指導の基本としての児童生徒理解

- ・ 心理面、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に児童生徒を理解する。
- ・ 学級担任、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、SC、SSWの専門的な立場からの児童生徒理解を行うことが大切である。また、児童生徒や保護者との生徒指導の方針に関する相互理解を図る必要がある。

(2) 集団指導と個別指導

- ・ 集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度を育成する。役割分担の過程で各役割の重要性を学び、協調性を身に付ける。
- ・ 個別指導では、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面において、個別の児童生徒の状況に応じて配慮することの二つの概念がある。個の課題や家庭・学校環境に応じた、適切かつ切れ目のない生徒指導が大切である。

(3) ガイダンスとカウンセリング

- ・ ガイダンスの観点から、学校生活への適応やよりよい人間関係の形成等に関して、組織的・計画的に全ての児童生徒に情報提供や説明を実施する。カウンセリングの観点から、児童生徒から悩みを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報の提供等を通して、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定できるよう相談・助言等を個別に行う。

(4) チーム支援による組織的対応

- ・ 対応が難しい場合は、担任が一人で抱え込まず、学校内の生徒指導主事やSC、SSW等と連携・協働し校内連携型支援チームで組織的に対応する。深刻な課題では、校外の関係機関等とのネットワーク型支援チームによる組織的対応が必要である。
- ・ チーム支援では、学校内の複数の教職員、関係機関の専門家、保護者、地域の人々等が、アセスメントに基づいて、支援チームを編成する。組織的・計画的に実践し、個人情報扱うにあたり、守秘義務や説明責任等に注意する。

(5) 生徒指導の基盤（教職員集団の同僚性）

- ・ 組織的かつ効果的に生徒指導を実践するためには、教職員同士が支え合い、学び合う同僚性が基盤となる。
- ・ 困ったときに、相談にのってもらえる、改善策や打開策を親身に考えてもらえる等、職場における受容的・支持的・相互扶助的人間関係が形成されており、組織として一体的な動きがとれるかどうかは鍵であるとともに、教職員のメンタルヘルスを良好に保つことも重要となる。

(6) 生徒指導の取組上の留意点（児童生徒の権利の理解）

- ・ 児童の権利に関する条約（1994年批准）：児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが必要である。①差別の禁止、②児童の最善の利益、③生命・生存・発達に対する権利、④意見表明権の4つの原則が規定されている。同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須となる。
- ・ こども基本法（2022年公布）：日本国憲法及び児童の権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長でき、こどもの心身の状況や環境等にかかわらず権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。全てのこどもが差別的取扱いを受けないようにすることや、年齢及び発達の段階に応じて自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会の確保等が規定されている。

4 生徒指導と教育課程

(1) 児童生徒の発達を支える教育課程

- ・ 学習指導の目的を達成する上で、また生徒指導上の諸課題を生まないためにも、教育課程における生徒指導の働きかけは不可欠である。
- ・ 学習指導要領では、学習指導と生徒指導は相互に深く関わるものであり、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ることを重視している。特に、学習指導要領の趣旨の実現に向けては、発達支持的生徒指導の考え方が役立つ。
- ・ 学級・ホームルーム経営においても、児童生徒の発達を支えるという視点が重要であり、自発的自治的な活動を通して、お互いを尊重し合い、よさや可能性を発揮し合えるような学級・ホームルーム集団になることで、個々児童生徒の自己有用感や自己肯定感が育成される。

(2) 教科の指導と生徒指導

- ・ 教科指導を進めるに当たっては、教科の目標と生徒指導のつながりを意識しながら指導を行うことが重要である。
- ・ 個々の児童生徒の習熟の程度など、その学習状況を踏まえた個に応じた指導に取り組むとともに、児童生徒間の交流を図るなど、集団指導ならではの工夫をこらし、可能な範囲で生徒指導を意識した授業を行うことが大切である。
- ・ 児童生徒一人一人の学習状況のきめ細かな把握に努めたうえで、継続的で確かな児童生徒理解に基づく個に応じた指導の充実は、生徒指導の面からも不可欠である。
- ・ 授業に関連する児童生徒理解を通じて得た情報、当該児童生徒に対する配慮事項、指導や支援目標の設定、具体的な指導や支援方法を明確にし、関連する教職員で共有したうえで、チームで実践する。

- ・ 授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場である。教員が学習指導と生徒指導の専門性を合わせもつという日本型学校教育の強みを活かした、授業づくりが児童生徒の発達を支える。

5 チーム学校における生徒指導体制

(1) チーム学校における学校組織体制

- ・ チーム学校の定義は、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」である。
- ・ 学校がチームとして機能するためには、教職員同士はもとより、教育の専門性を有する教員とSCやSSW等の多職種の専門家や地域の人々が連携・協働して教育活動を展開することが重要である。

(2) 生徒指導体制

①生徒指導の中核となる生徒指導部

- ・ 生徒指導主事と各学年の生徒指導担当、教育相談コーディネーターや養護教諭、SCやSSW等で構成する。定例会等は管理職も参加し、学校全体の生徒指導を推進する。生徒指導体制とは、学校として生徒指導の方針・基準を定め、年間の生徒指導計画に組み込むとともに、校内研修を通じて教職員間で共有し、一貫性のある生徒指導を行うことができる校内体制である。

②生徒指導体制の構築に必要な学年や校務分掌を横断した体制

- ・ 管理職のリーダーシップの下、ミドルリーダーによる横のつながりが不可欠である。
- ・ 生徒指導の方針・基準の明確化、具体化により、教職員によってバラバラに実践されることを防止する。
- ・ 全ての教職員による共通理解・共通実践の下、粘り強く組織的に指導・援助することが重要である。
- ・ 児童生徒や保護者、教職員の声を聴き、不断の見直しと適切な評価、改善を図る。

③教職員の研修

- ・ 校内外の研修を通じて方針や基準を共有し、学校組織として、組織改善を継続し、組織力の向上を図る。

④生徒指導の年間計画

- ・ 事後対応だけでなく、発達支持や未然防止に関する目標や基本方針を計画に位置づける。

(3) 教育相談体制

教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、この点において生徒指導と教育相談は共通している。ただし、生徒指導は集団や社会の一員として求められる資質や能力を身に付けるように働きかけるという発想が強く、教育相談は個人の資質や能力の伸長を援助するという発想が強い傾向がある。教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、重要な役割を担うものであることを踏まえて、生徒指導と教育相談を一体化させて、全教職員が一致して取組を進めることが必要である。そのため、教職員には、次の3つの姿勢が求められる。

- ① 指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考えること。
- ② 児童生徒の状態が変われば指導方法も変わり、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。
- ③ どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つこと。

また、教育相談研修の目的は、学校の教育相談体制を十分に機能させることである。したがって、研修を計画する段階で、誰が、何をできるようになるための研修なのかを明確にすることが重要である。

(4) 生徒指導と教育相談が一体となったチーム学校

- ・ 教育相談は全ての児童生徒を対象に、発達支持・課題予防・困難課題対応の機能を持った教育活動である。また、教育相談はコミュニケーションを通して気づきを促し、悩みや問題を抱えた児童生徒を支援する働きかけである。その点において、主体的・能動的な自己決定を支えるように働きかけるといふ生徒指導の考え方と重なり合うものである。したがって、両者が相まってはじめて、包括的な児童生徒支援が可能になる。
- ・ 生徒指導は児童生徒理解に始まり、児童生徒理解に終わると言われるように、生徒指導におけるアセスメント（見立て）の重要性は言うまでもない。児童生徒理解とは、一人一人の児童生徒に対して適切な指導・援助を計画し実践することを目指して、学習面、心理・社会面、進路面、家庭面の状況や環境についての情報を収集し、分析するためのプロセスを意味する。その点において、教育相談の基盤となる心理学の理論やカウンセリングの考え方、技法は児童生徒理解において有効な方法を提供するものと考えられる。

(5) 危機管理体制 → 「第3章 8 危機管理」を参照

(6) 法制度等の運用体制

①校則の運用・見直し

- ・ 校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものである。
- ・ 校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされている。
- ・ 学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられる。
- ・ 校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要である。
- ・ 校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められる。さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要である。

- ・ 校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなる。

②懲戒と体罰、不適切な指導

- ・ 学校における懲戒とは、児童生徒の教育上必要があると認められるときに、児童生徒を叱責したり、処罰したりすることである。懲戒は、学校における教育目的を達成するために、教育的配慮の下に行われなければならない。その際には、組織的に指導の方向性や役割分担を検討した上で、児童生徒の特性や心情に寄り添いながら本人や関係者の言い分をしっかりと聴くとともに、それ以外にも必要な情報を収集するなどして、事実関係の確認を含めた適正な手続きを経るよう必要がある。指導後においても、児童生徒を一人にせず、心身の状況の変化に注意を払うことに留意するとともに、保護者等の理解と協力を得られるようにしていくことが重要である。
- ・ 体罰は、学校教育法第 11 条で明確に禁止されている。懲戒と体罰に関する解釈・運用については、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成 25 年 3 月 13 日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）において、〔1 体罰等の禁止及び懲戒について〕、〔2 懲戒と体罰の区別について〕、〔3 正当防衛及び正当行為について〕、〔4 体罰の防止と組織的な指導体制について〕、〔5 部活動における不適切な指導について〕、それぞれ示されている。

(7) 学校・家庭・関係機関との連携・協働

- ・ 学校は、公立・私立を問わず、家庭や地域の人々、公立学校であれば学校の設置管理者である教育委員会、さらには、警察や司法、福祉、医療・保健等の様々な関係機関と連携している。児童生徒に関わる関係機関は多岐にわたり、その目的や専門性などに応じて児童生徒を支援している。
- ・ 「社会に開かれた教育課程」を通じてよりよい社会をつくるという目標を学校と社会とが共有した上で、それぞれの学校において必要な教育内容を明確にししながら、社会との連携・協働によってそのような学校教育の実現を図っていくことや、複雑化・重層化した児童生徒のニーズに応えること、学校の働き方改革を実現し教員の専門性を十全に生かすことが、学校には求められている。
- ・ 学校を多職種・多機関との連携・協働の場とすること、さらには、多職種・多機関という専門職による支援の枠組みにとらわれず、地域にある社会資源を学校に迎え入れ、社会全体で児童生徒の学びと育ちを支えることを目指す学校改革が求められており、学校を多様な「思いやりのある大人」たちの連携・協働の場としていくことを意味している。
- ・ 学校種や地域によっても多様な連携の形が考えられるとともに、地域にどのような社会資源が存在するかにも左右される。そのため、各学校は、地域の実情をよく把握した上で、家庭や地域、関係機関等と円滑な連携・協働を図るために、生徒指導基本方針や生徒指導マニュアル等において、地域に存在する関係機関等の役割や権限、連携方法などについて明記し、教職員間で共通理解しておくことが大切である。

6 個別の課題に対する生徒指導

(1) いじめ

<p>・いじめの定義（いじめ防止対策推進法）（以下、この項目では「法」という）</p> <p>第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。</p> <p>3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。</p> <p>4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。</p>
<p>※いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。</p> <p>※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。</p> <p>※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。</p>

①いじめ防止等に関する基本的な考え方：「島根県いじめ防止基本方針」

→「第1章 3」を参照

②勤務校の「いじめ防止基本方針」や、学校設置者（市町村）の「いじめ防止基本方針」の確認

③法の基本的な方向性は、次の2つである。

- ・社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと
- ・重大事態への対処（重大事態調査を含む）において公平性・中立性を確保すること

各学校には、次の3つが義務付けられた。

- ア いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
- イ いじめ防止のための実効性のある組織と構築
- ウ 未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと

④法第2条において、いじめられている児童生徒の主観を重視し、いじめを定義している。教職員に限らず、児童生徒、保護者にも共通理解を促すことが必要である。

⑤平成29年に国の基本方針を改定し、学校におけるいじめ対応の基本的な在り方が示された。重点事項は下記のとおりである。

- ・「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある」ため、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。

島根県いじめ防止基本方針
(島根県HP)



- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが解消している状態とは、本人や保護者への面談等を通じて、**次の2つの条件が満たされている**ことを示す。
 - ア 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。
 - イ 被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）。
- ・ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反しうることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- ・ 学校は、いじめ防止の取組内容をHP等で公開、児童生徒、保護者には入学時等に説明する。

(2) 自死予防

- ・ 未然防止の観点からは、安全・安心な学校環境を整え、未来を生き抜く力を身につけるよう働きかけたり（発達支持）、SOSの出し方に関する教育を含む自死予防教育を行う（未然防止教育）ことが重要である。
- ・ 自死予防教育の目標は、児童生徒が、自他の「心の危機に気づく力」と「相談する力」を身につけることの二点である。
- ・ 自死の危機が高まった児童生徒に対して、早期に気づき対応したり（課題早期発見対応）、専門家と連携して水際で自死を防いだり、自死発生（未遂・既遂）後の心のケアを行う（困難課題対応）といった対応が求められる。

(3) 不登校

・ 不登校の定義
 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの

①教育機会確保法の視点

- ・ 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- ・ 不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。

文科省HP（教育機会確保法パンフレット）




②不登校児童生徒への支援の方向性

- ・ 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。


③不登校支援の目標





- ・ 支援の第一歩は、自己肯定感の回復、コミュニケーション力やソーシャルスキルを身につける、人に上手にSOSを出せること。

④不登校に関する生徒指導の重層的支援構造（次の図）

 **生徒指導の重層的支援構造という概念を参考に、不登校の支援について整理しています。**

生徒指導提要では、生徒指導における児童生徒への対応等に関し、対象範囲と課題性等の観点から、2軸3類4層の「重層的支援構造」という概念を用いています。
次の表は、不登校に関する生徒指導の重層的支援構造を理解するために整理したものです。



2軸	3類4層	対象範囲	課題性等	必要な対応等	チーム等
常態的 先行的 (プロアクティブ)	① 発達支持的 生徒指導 【4ページ】	 全ての児童生徒	特定の課題を 意識しない	児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり」と「わかりやすい授業」の工夫	全教職員
	課題予防的 生徒指導	② 課題未然 防止教育 【5ページ】	 全ての児童生徒	特定の課題を 意識する	児童生徒のSOSを出す力の獲得と教職員の児童生徒の変化に気づきSOSを受け止める力の向上、及び教育相談体制の充実
③ 課題早期 発見対応 【6ページ】		 気になる 一部の児童生徒			
即応的 継続的 (リアクティブ)	④ 困難課題対応的 生徒指導 【7ページ】	 特別な指導・援助を必要とする 特定の児童生徒	深 刻 重 大 長 期	ケース会議に基づく、不登校児童生徒に対する家庭訪問やSC・SSWなどによるカウンセリング及び家庭や校外関係機関と連携した継続的支援	全教職員 C ネットワーク型 支援チーム(※)

※チーム： A 機動的連携型のメンバー例
⇒ 担任、生徒指導主事等
B 校内連携型のメンバー例
⇒ Aに加え、教育相談コーディネーター・学年主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・SC・SSW等校内の教職員
C ネットワーク型のメンバー例
⇒ Bに加え、校外の教育委員会、警察、病院、児童相談所、NPO等の関係機関等のメンバー
※上の表内の【〇ページ】は、このリーフレットの該当ページです。

（島根の不登校支援リーフレット（教職員向け）より）

⑤関係機関等との連携体制の構築

- ・ 魅力ある学校づくりと同時に、不登校の多様な要因や背景を適切にアセスメントして対応方針を定め、多職種の専門家や関係機関と連携してチーム学校としての体制を整備することが重要である。

⑥教育機会の提供

- ・ 学びへアクセスできない不登校児童生徒に対して様々な教育機会を提供する。

島根の不登校支援リーフレット（教職員向け）



(4) インターネット・携帯電話に関わる問題

- ・ インターネットには、匿名性、拡散性などの特徴があり、こうした特質を踏まえて児童生徒へ指導や啓発を行うことが重要である。
- ・ インターネットの問題はトラブルが発生してしまうと完全に解決することが困難となるため、未然防止を含め、対策を講じるための体制を事前に整えておくことが必要である。
- ・ 学校だけで取り組むことは難しく、関係機関と連携しながら対策を進めることが必要である。

(5) 性に関する課題

- ・ 児童生徒を取り巻く性に関する状況においては、若年層のエイズ及び性感染症、人工妊娠中絶、性犯罪・性暴力、性の多様性など様々な課題が見られる。
- ・ 学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるよう、保健体育の授業や特別活動をはじめ、学校教育全体を通じて指導する。
- ・ 指導に当たっては、①発達の段階を踏まえること、②学校全体で共通理解を図ること、③保護者の理解を得ること、④事前に集団で一律に指導する内容と個々の児童生徒の状況に応じて個別に指導する内容を区別すること等に留意し、計画性をもって実施すること。
- ・ 性的マイノリティの当該児童生徒への支援は、最初の相談を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外の連携に基づく「支援チーム」を作り、連携して対応する。一方、教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が秘匿しておきたい場合があることに留意が必要である。本人や保護者に情報を共有する位置を十分に説明・相談し、理解を得る働きかけが求められる。
- ・ 性に関する課題への対応に当たっては、関連法規の理解や人権に配慮した丁寧な関わり、児童生徒が安心できる環境や相談体制の整備、チーム学校としての組織づくりが求められる。

(6) 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

- ・ 発達障がい、精神疾患、健康、家庭や生活背景などは、その一つ一つが直接に学習指導や生徒上の課題となる場合もあり、加えて、いじめや自死、不登校等の生徒指導上の課題の背景になる場合も少なくない。
- ・ 近年、これらの課題に関連する法律や通知等の整備も進んでおり、そのことを理解した上で、生徒指導を行うことが強く求められている。
- ・ 学校が家庭を支援するに当たっては、家庭の在り方を批判したり、指導したりするのではなく、家庭と協働して児童生徒の教育にあたる姿勢が重要である。
- ・ 学校が家庭に対して行う支援等は、原則的に保護者の了解や同意を前提とするため、保護者の援助要請を的確に引き出す力も必要となる。
- ・ 児童福祉法上の要保護児童、要支援児童、特定妊婦は、法令に則り、適切に福祉機関への通告や要対協を通じた関係機関との連携が必要である。

4 幼小の連携・接続

1 幼児教育の充実

急激な社会的変化に伴い、予測困難な時代にあつて、子どもたちに未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に備えることのできる学校教育を実現することが求められている。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることに鑑み、子ども一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが重要である。

幼稚園、保育所、認定こども園等では、3要領指針等の理念を実現するための幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の研修を深め、資質向上を図るとともに、小学校との連携・接続への取組や子育て支援活動の充実等を通して、幼児教育の振興・充実に努める必要がある。

2 幼小の連携

幼小の連携を進める上で、子どもや教職員の交流が主たる手段となる。それぞれの交流には、例えば次のような意義が考えられる。

(1) 子どもの交流

- ・幼児が小学校生活に親しみ期待を寄せたり、自分の近い将来を見通したりすることができる。
- ・児童が幼児に対して言葉遣いや関わり方を工夫する中で、思いやりの心を育んだり、自分の成長に気付いたりすることができる。

(2) 教職員の交流

- ・子どもの発達や成長、教育のスタイルや指導方法等についての相互理解を図ることにより、円滑な接続に向けた教育課程や指導方法等の改善ができる。
- ・義務教育修了までに子どもに身に付けさせたい力という長期的な視点から、子どもの発達の段階に応じてそれぞれが果たすべき役割について再認識できる。

以下、交流上のポイントを示す。

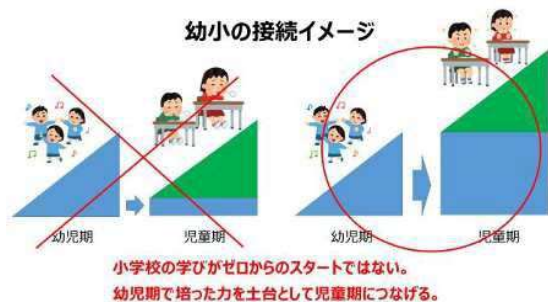
子どもの交流	教職員の交流
<ul style="list-style-type: none"> ●双方の交流の「ねらい」を明確にする ●子どもの興味や関心、主体性を尊重する ●幼児教育施設と小学校に互恵性のある活動を企画・実施する ●単発の交流で終わるのでなく、日常的・継続的な活動を企画・実施する ●よりよい交流のための評価・改善を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●持続的・発展的に実施する組織体制を構築する ●合同研修会を実施する <p>例) 保育参観や授業参観等をとおして、子どもの姿から共通の視点で子どもの学びを見取る (共通の視点の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿 ・育みたい資質・能力(三つの柱) <ul style="list-style-type: none"> ●協働して接続期のカリキュラムを作成する ●よりよい交流のための評価・改善を行う

3 幼小の接続

幼児期と児童期の子どもの育ちや学びを理解し、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラム(以下、「接続期のカリキュラム」という)を円滑につなげていくことを、幼小の「接続」という。

小学校の学びがゼロからのスタートではなく、幼児期に培った力を土台として児童期につなげ、さらに力を伸ばしていくといった意識が大切である。なお、幼小の「連携」と「接続」は、車の両輪のようなものであることに留意する必要がある。

以下、接続期のカリキュラム作成、実施のポイントを示す。



- 幼児教育を担う保育者と小学校教諭の対話を大切にし、協働して取り組むこと
- 作成にあたっては、共通の視点で協議を重ね、子どもの発達や成長、教育のスタイルや指導方法等についての相互理解に努めること
- 全教職員が関わる組織的な体制づくりを大切にする
- 幼児期の遊びと児童期の学習がつながるように、生活科を中心とした合科的・関連的な指導及び授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫すること
- 保護者との連携を図り、理解を求めると
- 接続期のカリキュラムの評価・改善を行い、持続的・発展的な取組とすること

5 健康教育（学校保健）

1 学校における健康教育の位置づけ

健康教育を進めるに当たって、その重要性が具体的にどこに示されているかといえば、教育基本法第1条において、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と明記されている。

また、学校教育法第21条第8項においても「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。」と健康教育について明記されている。

さらに、学校の教育課程を規定している学習指導要領には、健康教育の目標について、次のように示されている。

例：小学校学習指導要領（平成29年告示）第1章 総則第1の2（3）

第1章総則第1の2（3）

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

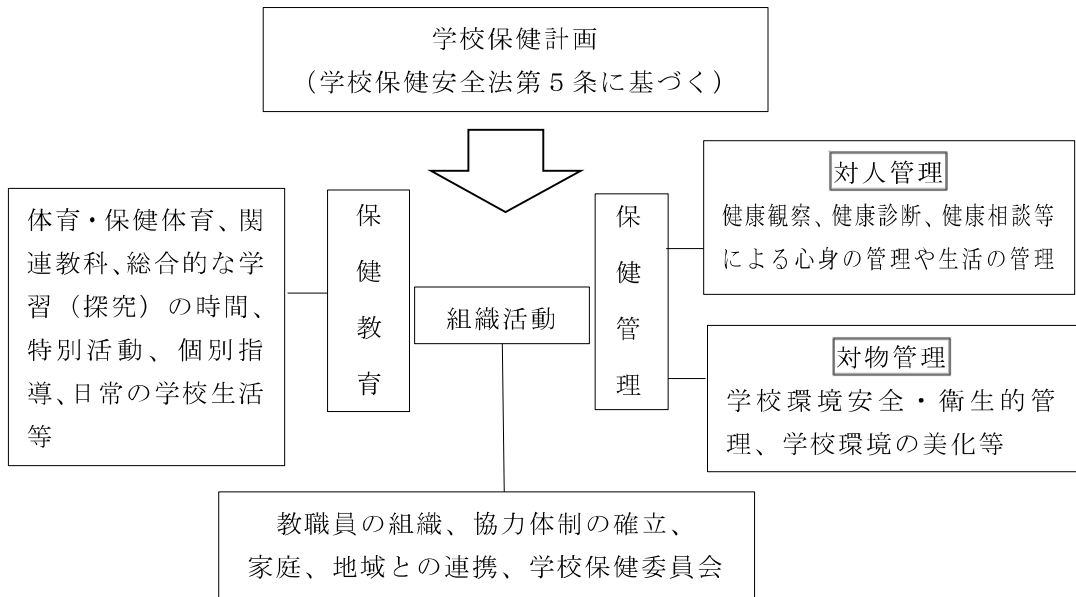
なお、同様な記述は、中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領にも記載されている。

このように、健康教育の目標は、子どもたちが生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことにある。現在だけでなく、「生涯を通じて」という視点をもつことで、「将来に役立つ資質や能力を身に付けること」がポイントになる。

健康教育の内容については、学習指導要領総則から、食育、体力の向上、安全、心身の健康の保持増進（保健）の4つの内容でとらえることができる。

2 学校保健の構造

児童生徒の心身の健康を保持増進するために学校教育の中で行われる活動を総称して学校保健という。学校保健は、保健教育、保健管理（対人管理・対物管理）及び学校保健に関する組織活動で構成されている。



○保健教育

児童生徒に対し、心身の健康の保持増進に必要な知識や技能を身につけさせる活動であり、学校の教育活動全体を通じて教科等横断的に行う必要がある。

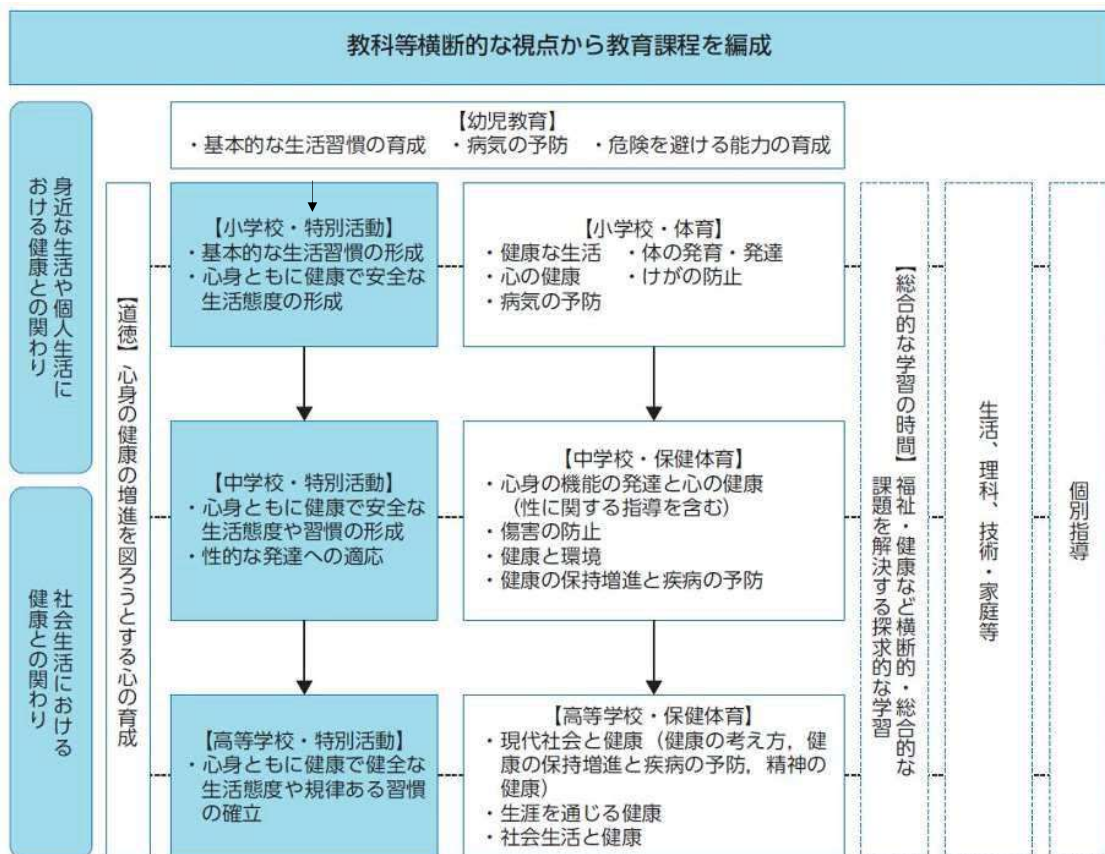


図1 心身の健康の保持増進に関する教育のイメージ (中教審答申より)

○保健管理

児童生徒及び教職員の心身の健康に関して、直接本人になされる援助活動及び環境を衛生的に整え安全を確保する等、間接的に健康を守る活動である。

○学校保健に関する組織活動

学校保健委員会をはじめ、校内組織体制を充実させるとともに、学校・家庭・地域の連携を通して学校保健を円滑かつ効果的に推進するための活動である。

3 学校保健の推進にあたって

○学校保健計画の策定及び改善

複雑化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、各校において学校保健安全法第5条に基づく学校保健計画を策定し、計画的・組織的な学校保健に関する活動がなされなければならない。

学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画（児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導に関する事項等）であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況を踏まえ、改善されるべきものである。

○学校保健委員会の設置・開催

学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を協議し、健康づくりを推進するための組織であり、保健主事が中心となり、校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とし、運営することとされている。

学校保健委員会については、昭和33年の学校保健法等の施行に伴う文部省の通知において、学校保健計画に規定すべき事項として位置付けられており、昭和47年の保健体育審議会答申においても「学校保健委員会の設置を促進し、その運営の強化を図ることが必要である」と提言された。

また、平成20年1月の中央審議会答申では、「学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることからその活性化を図っていくことが必要である。（一部抜粋）」等が示された。

運営にあたっては、保健主事が「計画（P）実施（D）評価（C）改善（A）」のマネジメントサイクルを機能させ、関係者との連絡・調整を図りながら効果的に進めていくことが大切となる。

4 「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」について

県では、各学校における学校保健に関する組織活動を支援するとともに、学校保健計画を策定する際の手引となる「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」を令和2年3月に改訂した。（以下「手引」という）「手引」では、「しまね教育魅力化ビジョン」において「学びを支える基礎体力や基本的な生活習慣」が、島根の子どもたちに育成したい力の一つに位置づけられたことを踏まえ、「チーム学校」としての健康づくりを進めるための教職員の役割や県内の子どもの健康課題のさらなる解決に向けた取組の方向性、そして、学校の実態に応じて健康課題に優先順位をつけて取組を進める必要性を示している。健康課題と主な取組については、次頁にも記載してあるが、詳細は、各学校に配布されている「手引」を参照してほしい。

健康課題

全体【学校保健推進体制の確立】

- 学校保健委員会の活性化
- 研修の充実

課題1【心の健康問題への対応】

- 教職員全体で取り組む健康観察・相談体制の充実
- 校内外の連携による支援体制の充実



課題2【望ましい生活習慣の確立・①睡眠とメディア、②体力の向上】

①睡眠とメディア

- 望ましい生活習慣の定着
- 専門家との連携の推進
- 学習教材の充実

②体力の向上

- 運動することの楽しさやスポーツのよさを感じ、運動意欲と体力の向上を図る取組の継続・充実
- 地域や学校、幼稚園・認定こども園・保育所等と連携した体力向上の取組の継続・充実

課題3【食に関する指導の推進】

- 食育の取組の充実(発達の段階に応じた給食指導や各教科、特別活動等での食育の実施)
- 健康を保持するための食生活や個別的な相談指導の工夫
- 校内外の連携のもとで取り組む食育の推進

課題4【歯と口の健康づくりの推進】

- 歯・口腔の健康診断の意義の共有と支援体制づくりの推進
- 保健教育の工夫と実施
- 学校・家庭・地域の連携

課題5【性に関する指導の推進】

- 各教科や他の教育活動と関連させた計画的・組織的な指導の継続
- 集団指導とあわせ、専門家との連携等を含めた個別指導の充実
- 家庭・地域等との連携および情報共有の推進
- 性同一性障がい等に対する正しい理解

課題6【喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の推進】

- 家庭、地域、関係機関と連携した喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進
- 研修による啓発

6 食 育

1 学校における食育の推進

国民の生活水準が向上し、食生活は一般的には豊かになったといわれているが、一方では栄養の偏り、不規則な食生活や運動不足などによる肥満、過度の痩身、貧血、疲れ、集中力の欠如など、食に起因する新たな健康課題が増加している。

そのような状況の中、平成17年7月には、健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする「食育基本法」が制定された。それを受け、施策についての基本の方針や目標を示した「食育推進基本計画」が平成18年3月に策定され、現在は、令和3年度から令和7年度までの5年間を期間とする「第4次食育推進基本計画」により各種の施策が推進されている。

本県においても、島根のすばらしい自然環境や文化等の特長を生かした「島根県食育推進計画」を平成19年3月に策定し、「食べる知恵」を身に付け「生きる力」を育む『食育』を計画的・具体的に進めてきた。そして、令和5年3月に、「島根県食育推進計画第四次計画」が策定され、「心身の健康を支える食育と若い世代への食育の推進」、「体験の場づくりの推進」、「関係団体の連携・協力による多様な暮らしに対応した食育の推進」を重点施策として取り組んでいる。

学校における食育の推進については、平成29年3月告示学習指導要領において、第1章総則第1の3に「学校における体育・健康に関する指導は、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）の時間はもとより、家庭科（技術・家庭科）、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。」とあり、食育がどの教科においても行うことが明記されている。

学校における食に関する指導は、「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」の六つの視点を目標の中に位置付け、食に関わる資質・能力を育成することを目指して行われるものである。

「食の学習ノート」については、小学校低学年用、中学年用、高学年用、中学生用、高校生用を作成し、食育の核とした活用を進めている。各学校では、食に関する指導の全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通して計画的、継続的に取り組んでいくことが必要である。

2 「生きた教材」としての学校給食

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上を図っている。さらに、給食の時間をはじめとして、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動の時間などの中で、食に関する指導を進めるための「生きた教材」として活用されている。また、献立作成・衛生管理等に十分配慮した給食を提供することで、児童生徒の安全・安心な学校生活を支えている。

給食の時間は、小・中学校を通して、計画的、継続的に食に関する指導を行う時間である。教職員と児童生徒相互がくつろいだ雰囲気の中で、食事のマナーや人間関係形成能力を身に付ける場になっている。

学校給食に地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通じて、郷土愛や食への感謝の念をはぐくみ、地域の文化や伝統に対する理解を深め、関心を高めることもできる。

給食の時間に行われる指導は、下記の2つに分けられる。

○給食指導

- ・給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどの習得を図る。

「給食指導」は毎日の給食の時間に、学級担任等が主に担うが、栄養教諭等と連携して学校全体で統一した取組を行うことが必要である。

○給食の時間における食に関する指導

- ・献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴等の学習につなげる。
- ・教科等で取り上げられた食品や学習したことについて、学校給食を通して定着を図る。

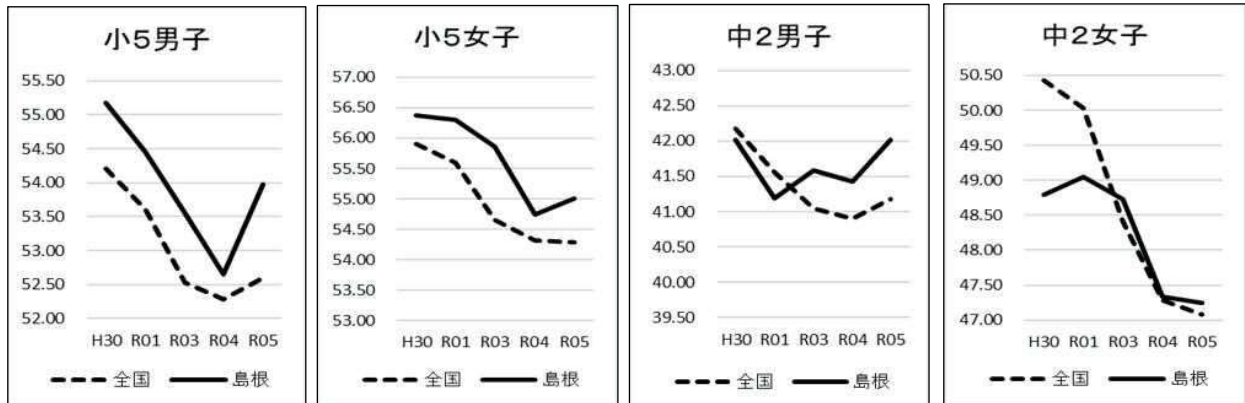
望ましい食習慣の形成には、家庭における食への関心や食習慣が大きく影響しており、学校において食育を進めるに当たっては、広く家庭や地域、学校相互間との連携を図りながら行うことも重要である。

平成19年度からは栄養教諭が配置され、食に関する指導の全体計画の策定、教職員間や家庭・地域との連携・調整等、食育の中核的役割を果たし、学校給食を活用した食に関する指導を推進している。

7 体力づくり

1 島根県の児童生徒の体力の現状

【全国体力・運動能力、運動習慣等調査 過去5年の体力合計点の推移】



(注) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国体力・運動能力、運動習慣等調査は中止。

【令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 実技種目別数値】(小数第2位を四捨五入)

		全国以上									
		下線 昨年度以上									
		握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	持久走 (秒)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ボール投げ (m)	体力合計点 (点)
小5男子	全国	16.1	19.0	34.0	40.6		46.9	9.5	151.2	20.5	52.6
	島根	16.1	18.9	33.4	41.5		51.2	9.3	154.4	22.5	54.0
小5女子	全国	16.0	18.1	38.5	38.7		36.8	9.7	144.3	13.2	54.3
	島根	15.9	17.8	37.5	39.3		39.6	9.6	145.6	14.1	55.0
中2男子	全国	29.0	25.7	44.0	51.2	409.9	77.8	8.0	197.0	20.3	41.2
	島根	29.0	25.6	43.4	51.7	399.3	81.6	7.9	200.0	20.8	42.0
中2女子	全国	23.1	21.5	46.3	45.7	307.0	50.5	9.0	166.2	12.4	47.1
	島根	22.8	20.9	45.3	45.9	312.6	52.4	8.8	168.9	12.6	47.3

(注1) 「ボール投げ」について、小学生はソフトボール投げ、中学生はハンドボール投げを実施している。

- 体力合計点の過去5年の経年変化で見ると、平成30年度以降、全国平均は下降が認められていたが、令和5年度は、小中男子で回復の傾向が見られた。また、女子については、小学校で横ばい、中学校ではわずかに下降したが、全体としては横ばいであったと言える。島根県においては、小中男女ともに3年連続で全国平均を上回った。小学生男女はここ数年の下降から回復に転じ、中学生男子についてはコロナ禍以前の水準に戻りつつある。一方で、中学生女子については、全国平均と同様、わずかに数値の下降が見られた。
- 種目別で島根県の実技数値を全国平均と比較すると(小数第2位を四捨五入)、小・中学校それぞれで男女ともに多くの種目で全国平均を上回った。しかし、小・中学校ともに「握力」「上体起こし」「長座体前屈」の3種目に弱みが見られる傾向は依然として残っている。そんな中、上記3種目をはじめとした多くの種目で、昨年度と比較すると数値が伸びており、特に中学生男子は、全ての種目で昨年度の数値を上回った。引き続き、遊具の積極的な活用や自重トレーニング、ストレッチなどをはじめとした、筋力、柔軟性を高める運動を授業で取り入れるなど、運動習慣の形成につながる継続的な取組を呼びかけ、児童生徒はもちろん、教職員の体力向上に対する意識を高めていく必要がある。

2 体力向上に向けて

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、人間の発達・成長を支える基本的な要素であり、「生きる力」の極めて重要な要素である。また、より豊かで充実した人生を送るためにも必要な要素である。児童生徒の発達の段階に応じて高める体力を重点化し、自己の体力や体の状態に応じた高め方を理解するとともに、授業で学習したことを休み時間や休日などの日常生活で生かすなど、体力の向上を図るための実践力を身につけることができるようにすることが必要である。

○体力向上推進計画の策定

各小中学校では、自校の実態に合った体力向上推進計画を策定し、保健体育課へ提出することになっている。高等学校には義務づけはないが、「生涯スポーツへの橋渡し」という重要な時期であり、策定することが望ましい。主な記載内容は下記のとおりである。

- ① 体力・運動能力調査等をふまえた児童生徒の体力や運動習慣の現状
- ② 体力向上に向けての具体目標・数値等
- ③ 体育科・保健体育科授業の工夫・改善、重点領域等（授業の充実に向けて）
- ④ 教科体育以外の活動（学校ぐるみでの取組、環境の工夫、家庭・地域との連携等）
- ⑤ 評価方法と改善のための方策

体力向上推進計画の策定・実施に当たっては全職員で共通理解して進めていくことが大切である。コロナ禍の影響によるここ数年の体力低下を取り戻すために、各校独自の取組の工夫も必要となってくる。そうした状況下で、各学校において、体育主任や体育科の教員だけでなく、他教科の教員との連携を密にして全校体制で進めていくことで成果があがると考えられる。

○教科体育の充実

体育科・保健体育科は、「知・徳・体」全てを網羅する教科であり、単元構成や学習過程を工夫しつつ、「楽しい」授業を展開していくことが基本である。学習指導要領の趣旨を踏まえた教科体育の充実こそが大きく体力の向上につながると考えられる。

- ① 時間数を確保し、年間指導計画に沿ってバランス良く授業を行うこと
- ② 学習内容を整理し、体育・保健体育の学力を育て、運動やスポーツの楽しさに触れさせること
- ③ 運動に意欲的でない子供や運動が苦手な子供たちに目を向け、学習の場を工夫すること
- ④ 授業で行った運動が休み時間や休日等、日常的に行われるような手立てを充実させること

○教科外体育の充実

特別活動や体育的行事、部活動などの体育的な活動は、学校生活の中で大きな割合を占めている。PDCAサイクルに基づき継続的に修正・改善しながら教科外体育を充実させ、「豊かなスポーツライフ」の実現を目指すことが児童生徒の体力向上にもつながる。

- ① 運動する時間の確保、空間の整備、仲間づくり等、人的・物的環境を整えること
- ② 体力向上についての取組と体育の学習とのつながり及び教科体育と体育的行事の有機的な関連を図ること
- ③ 児童生徒にとって適切で魅力的な部活動経営となるよう工夫すること

○家庭、地域、保育園・幼稚園等との連携

児童生徒の体力低下の問題が社会生活（生活様式など）の変化に大きく起因することを考えると、学校だけの取組では十分な成果は期待できない。家庭や地域に運動の楽しさや健康・体力問題等を発信し、さまざまな機会を捉えて、児童生徒の体力向上を幼児期から地域の共通課題として取り上げるとともに、子どもたちが身体活動を伴う遊びや運動習慣を通して健康な心身を保持増進できるようにすることが大切である。

8 キャリア教育

1 キャリア教育の必要性

今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されている。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は、大きくまた急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。

このような時代の中でも、児童生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、児童生徒の生きる力を育むことが目指されている。

こうしたことから、児童生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の推進が求められている。平成29年3月告示の小学校及び中学校学習指導要領、平成30年3月告示の高等学校学習指導要領の総則でも、改めて「キャリア教育」という言葉を用いて教育課程全体でその充実を図ることが明示された。

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」では次のように「キャリア教育」を定義するとともに、その意義を3点に整理している。

■「キャリア教育」の定義

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

○「キャリア」とは

人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだし、いく連なりや積み重ね。

○「キャリア発達」とは

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程。

■キャリア教育の意義

- (1) 教職員に教育の理念と進むべき方向が共有されると共に、教育課程の改善が促進される。
- (2) 学校教育が目指す全人的成長・発達を促すことができる。
- (3) 学校生活と社会生活や職業生活を結び、関連付け、将来の夢と学業を結びつける実践により、児童生徒の学習意欲を喚起することの大切さが確認できるとともに、取組を進めることを通じて、学校教育が抱える様々な課題への対処に活路を開くことにつながる。

キャリア教育は、児童生徒がキャリアを形成していくために必要な資質・能力の育成を目的とする教育的働きかけである。自分が自分らしく生きるために、「学び続けたい」「よりよい社会を創りたい」と願い、それを実現しようとする姿がキャリア教育の目指す児童生徒の姿である。このような児童生徒の資質・能力を育成するため、就学前から高等学校に至る系統的・組織的なキャリア教育の充実が必要である。

2 キャリア教育と職業教育

従来から取り組まれてきた「職業教育」は、そのねらいや目的、内容の点で「キャリア教育」との関係は深い。一方で、キャリア教育としての取組が、職業に関する理解を目的とした活動だけにとどまり、児童生徒一人一人が自らの在り方生き方を考える内容になっていなかったり、本来のキャリア教育（本質的な系統的な進路指導）と狭義の意味での「進路指導」とが混同されたりする例も見受けられることから、先の中央教育審議会では、キャリア教育と職業教育の関係を次のように整理している。

[キャリア教育と職業教育]

	キャリア教育	職業教育
育成する力	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度	一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度
教育活動	普通教育、専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施される。職業教育も含まれる。	具体の職業に関する教育を通して行われる。この教育は、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する上でも、極めて有効である。

3 キャリア教育の推進

キャリア教育を推進していくためには、各学校段階で、キャリア教育に関する方針を明確にし、特別活動を要としつつ教育活動全体を通じて取り組むよう、教育課程へ適切に位置付けることが重要である。その中で、他者との人間関係の形成のために必要な資質・能力を身に付けたり、社会での課題を解決するために必要な資質・能力を身に付けたりする学習の場や機会を積極的に設けることが必要であるため、キャリア教育の中核となる特別活動について、その役割を一層明確にする観点から小・中・高等学校を通じて、学級活動・ホームルーム活動に（3）「一人一人のキャリア形成と自己実現」を位置づける。あわせて「キャリア・パスポート」について、特別活動を中心としつつ各教科・科目等と往還しながら活用をすすめる。

各学校段階においてキャリア教育を推進する際のポイントは、次のとおりである。

(1) 小学校

- ① 社会の中での自らの役割や、働くこと、夢をもつことの大切さの理解、興味・関心の幅の拡大、自己及び他者への積極的関心の形成など、キャリア教育を通じた社会性、自主性・自立性、関心・意欲等の涵養が重要である。
- ② 各教科・道徳科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動や日常生活のそれぞれにおいて、例えば児童会活動や当番活動など学校内での活動や、地域の探検や家族・身近な人の仕事調べ、商店街での職場見学などの地域社会と関わる活動などを通じて、「働くこと」の意義を理解することや、自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」を理解し行動することで、学ぶ意欲につなげることなどが必要である。

(2) 中学校

- ① 社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等についてしっかりと考えさせるとともに、目標を立てて計画的に取り組む態度の育成等について、体験を通じて理解を深めさせ、進路の選択・決定へと導くことが重要である。
- ② 各学校においては、キャリア教育の視点で、各教科・道徳科・総合的な学習の時間・特別活動や学校

生活におけるそれぞれの活動を体系的に位置付けることにより、資質・能力の効果的な育成を図ることが必要である。

- ③ 職場体験活動は、ある職業や仕事を暫定的な窓口としながら実社会の現実に向き合うことが中心的な課題となる。その際、現在ほぼ全ての公立中学校で実施されている状況やそれによる課題を踏まえると、活動の効果をより引き出すために事前・事後の学習の充実を図ったり、円滑に実施するための条件を整備したりすることが必要である。

(3) 高等学校

- ① 生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な資質・能力の育成と、生徒一人一人が自分なりの勤労観・職業観等の価値観を形成・確立していく過程への指導・支援をどのように行うかが重要である。そのためにも、学科や卒業後の進路を問わず、社会・職業の現実的理解を深めることや、自分が将来どのように社会に参画していくかを考える教育活動などに重点を置くことが必要である。中でも、専門学科等を中心として行われる職業教育は、専門的な知識、技能、能力や態度を育成するとともに、新たな職業や知識・技術の高度化に対応した教育を行うことにより、自己の将来の可能性を広げていくことができるという面からもその重要性が高い。このため、職業教育の内容の充実が求められているが、その際には、社会的・職業的自立に必要な基盤となる資質・能力を育てるとともに、卒業後それぞれの職業に就き、地域の産業・社会を担う人材を育成するためのキャリア教育を推進することが必要である。

- ② 総合的な探究の時間（その代替としての課題研究等を含む）においては「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決するための資質・能力を育成すること」が目指されており、課題の設定についても、「自己の在り方生き方と一体的で不可分な課題を発見すること」が重要であるため、この時間での学習を充実させることが、キャリア教育にもつながることを意識することが大切である。

(4) 特別支援学校（特別支援学級を含む）

障がいのある児童生徒には、自立と社会参加を目指し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。自立と社会参加を目指す上では、職場体験活動や進路学習など職業教育の充実を図ることが重要である。また、学習活動全体にキャリア教育の視点を取り入れた授業展開をし、一人一人のキャリア発達を促すことで、個々の児童生徒の自立と社会参加に必要な能力や態度を効果的に育成することができる。そのためにもキャリア教育のさらなる充実が必要である。

【参考資料】 「キャリア教育の手引き」等、キャリア教育に係る国や県の通知・資料などをまとめている。校内のキャリア教育推進の参考資料として活用されたい。



(EIOS の該当ページにリンク)